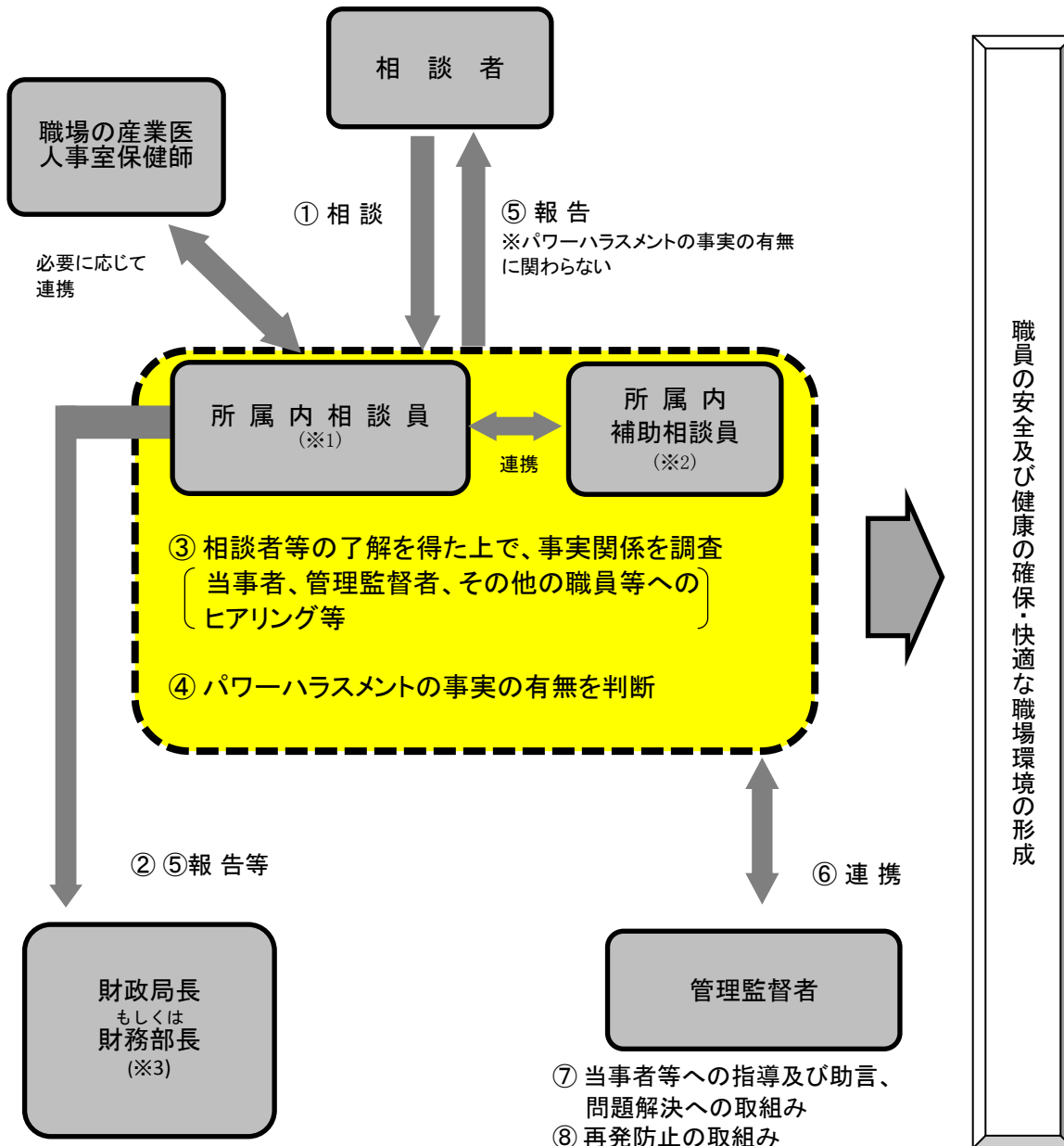


# 財政局相談体制フロー図



## ※1所属内相談員

所属内相談員は2名とし、次に該当する職員をもって充てる。

①課長級(代理級を含む)の人事担当者

②所属長がその所属する課長級(代理級を含む)のうちから適任と認める者

原則として男性及び女性の相談員をそれぞれ選任することとし、②において課長級(代理級を含む)で適任者がいない場合には、係長級での適任者を選任する。

## ※2所属内補助相談員

所属内補助相談員は各市税事務所において2名選任し、次に該当する職員をもって充てる。

①課長級(代理級を含む)の人事担当者

②所属長がその所属する課長級(代理級を含む)のうちから適任と認める者

原則として男性及び女性の補助相談員をそれぞれ選任することとし、②において課長級(代理級を含む)で適任者がいない場合には、係長級での適任者を選任する。

なお、※1・※2は、セクシュアルハラスメント所属内相談員、補助相談員の兼務を基本とする。

## ※3

財政局長がパワーハラスメントの行為者であった場合も考慮し、窓口を複線化。